

(公表用様式)

## 業務再点検結果報告

組織名	中国四国農政局 総務部	連絡先	会計課 石田 健治 086-224-4511 (内線2242) 時間外直通 086-224-9403
所管する業務の概要	行政情報の公開窓口、職員の人事・給与・厚生、一般会計・特別会計の経理、国有財産の管理、農林水産政策全般にわたる情報の受発信、IT化の推進及び農協の検査等の業務		

1. 基本的な心構え・行動	
・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
<p>・「農林水産省改革のための緊急提言」、「大臣訓辞」、「大臣談話」、「省改革の工程表」を熟読し、「農林水産省ビジョン・ステートメント」、「農林水産省職員行動規範」等を意識した業務の遂行に努め、また日常の事務を進める上では、中国四国農政局「職場の心得十箇条」、「中国四国農政局21年度12プロジェクトの推進」を行動の判断基準として活用し、職務に努めている。</p> <p>さらに「待遇マニュアル」研修を全員が受講することにより、実践できる親切・丁寧・正直な職場環境づくりを進めている。</p> <p>・総務部独自の取組として7月下旬～9月を「朝の挨拶運動」強化月間とし、ポスターを掲示するとともに、毎週水曜日に管理職が事務室入り口付近で挨拶の励行を行っている。</p>	<p>・総務部職員は政策に関する意識が希薄な面も見られるため、農林水産行政に携わる職員としての心構えを、より一層深めるため、局内で開催されている業務研修に参加することや農林水産省HPで公表されているプレスリリース情報、職員専用HP(政策外交員)等資料の周知により資質の向上を図る。(全体)</p> <p>・待遇意識の向上及び継続を図るため、課内で待遇の検証及再確認を行うとともに「待遇マニュアル(中国四国農政局版)」の新たな作成に取り組む。(総務課)</p>

2 . 政策・事業等の企画立案・推進	
・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
<p>・担当者が不在の場合でも情報公開の円滑な事務処理が出来るよう、電子申請への事務処理フローや質問・回答事例集を11月末までに作成する。</p>	<p>・担当者以外へも電子申請システムを周知し受付窓口（総務課）と情報開示担当課との連携については、時間をかけないよう速やかに行う。また、質問・回答事例集については、専門用語等は出来るだけわかりやすいように整理する。</p>
<p>・情報発信については、専門用語の使用を避け、分かりやすく親切・丁寧な発信を心掛けており、外部からの農政への意見や照会（電話、HP等）に対して、「対応マニュアル」に準じて的確に関係部署（本省）へ照会するなど、迅速に対応する。</p>	<p>・各種プロジェクトチームで得た施策情報についてより周知するため、回覧に止まらず、重点事項等は打合せ等の場で説明し、誰でもが対応出来るように情報の共有を図る。（情報推進課）</p>
<p>・事務費節減のため両面コピーの活用や書類の郵送に変えてメールで対応する等してペーパーレス化を図り、コスト意識をもって業務に取り組むようにしている。</p>	<p>・ペーパーレス化を一層推進するため資料をPDF化し、データ管理することで情報共有化することができるよう改善する。（全体）</p>
<p>・物品の調達にあたっては、一括調達による経費削減に努める。</p>	<p>・物品調達等の仕様の決定にあたっては、特定の受注業者に限定されることのないようにする。（会計課）</p>
<p>・検査や指導等における改善点等を把握するため、検査モニターや来庁者から聞き取りを行っている。</p>	<p>・把握された情報の整理、その内容に対する対応が不足している部分があることから、その改善を図ることとする。また所管団体等に対する国民からの意見・要請・苦情等に対しても、受け身になりがちなので、県・所管団体等と情報交換を頻繁に行うことで改善を図る。（検査課）</p>

### 3. リスク管理

#### ・現在行っている取組や工夫

・情報漏えいを防止するため、行政文書（メールを含む。）等については、取扱制限を付記するよう周知している。

・掲示板等に掲載されている「ヒヤリ・ハット事例」を職員間で共有し、個々の業務においても再発防止するよう周知している。

・他局で問題が発生した際に情報収集を行い、当局においての検証を行うことによって、同様の事案が発生しないよう努めている。

#### ・点検によって得られた課題とその改善策

・行政文書における「情報の格付け及び取扱制限」については、ほぼ付記ができてはいるものの、メールの「添付ファイル」については、今後も徹底を図る必要がある。  
（情報推進課）

・危機管理事案が今後発生した場合に、迅速に検証を行い、改善するため、情報共有によるラインでの相互チェック（役割分担の明確化等）が行えるよう検討する。  
（全体）

・他局での問題発生事例に取り組むため、情報の共有化に努める。（会計課）

4 . 食の安全に関する取組	
<p>・ 現在行っている取組や工夫</p> <p>・ 食の安全に係る事件等が発生した場合においては、食堂・売店の福利厚生施設における事実確認、提供食品の安全性等について、業者に対して確認及び協力要請を行っている。</p> <p>・ 新聞報道や掲示板等での「食の安全」に関する情報収集を行い、また庁舎管理室の横にある消費者の部屋の展示物やパンフレットにより農林水産省の一職員としての取組状況を確認して食の安全への意識向上に努める。</p>	<p>・ 点検によって得られた課題とその改善策</p> <p>・ 通常業務と「食の安全」が直接関係しないため、意識を高めることは容易ではないが、ホームページ、消費者の部屋、外部有識者研修等を活用し、食の安全に係る施策について情報収集し、食の安全に関する基本的な知識の取得に努める。(全体)</p>

5 . その他の重要な取組	
<p>・ 現在行っている取組や工夫</p> <p>・ 業務の平準化を図るため定期的に話し合える場を設けており、その中で業務の推進状況を共有すると共に業務の優先順位を確立し計画的に遂行する。</p> <p>・ 農林施策に関する地域の事例等を分かりやすく紹介した「ニュースレター」を作成・配布することによって、広く国民に理解を得られるよう努める。</p>	<p>・ 点検によって得られた課題とその改善策</p> <p>・ 上司からの話題のフォロー及び助言等により、話しやすい環境を作るとともに職員のモチベーションを向上させるため、「褒めて伸ばす」ように心掛ける。(全体)</p>